



請 書 (工事用)

1 工 事 件 名

2 契 約 金 額

	百	十	万	千	百	十	円
¥							

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

3 工 期

4 工 事 場 所

5 契 約 保 証 金

上記金額で契約するについては、裏面の契約約款等を承諾の上、相違なく履行いたします。

令和 年 月 日

受 注 者

住所
東京水道株式会社
氏名

発 注 者

- 本請書提出の際は、必ず仕様書等を添付すること。

○記名押印に代えて署名する場合、以下に記入すること。

本件書類発行責任者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号等）

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号等）

(契約約款)

- 1 受注者は、請書及びこの契約約款並びに仕様書（特記仕様書等を含む。以下同じ。）及び設計図（以下「仕様書等」という。）に基づき、関係法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の工事を表記の工期内に完成すること。ただし、工期を日数で定めた場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に参入しない。なお、本契約約款と仕様書等の内容が異なる場合は、仕様書等の内容を優先する。
- 2 受注者は、工事現場の取締まり、その他工事に関する一切の事項を処理し、また、それらについて発注者の指示があれば、その指示に従うこと。
- 3 受注者は、工事の施工が仕様書等に適合しない場合において、発注者から仕様書等に基づく改造又は補修の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、契約金額の増額又は工期の延長の請求はできない。
- 4 受注者は、発注者から工期若しくは工事内容の変更又は工事施工の一時中止若しくは工事の打ち切りについて協議があったときは、これに応じること。
- 5 受注者は、天災その他やむを得ない事由により、工期までに完成の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして委託者に工期の延長について届け出ること。
- 6 発注者は、工事完成の通知を受けたときは、検査を行う。受注者は、検査の結果、改造、補修等を要求されたときは、指定期間内にこれを行い、完了したときは更に検査を受けること。なお、検査は完了届等の提出を受けた日の翌営業日から起算して5営業日以内に行う。
- 7 発注者は、前項の検査完了後、支払請求書を毎月末日に締切り、翌月末日に契約金額を支払う。
- 8 発注者は、引渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。履行の追完については、その追完に過分の費用を要する場合は、これを請求できない。
- 9 前項の請求は、発注者がその契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、することができない。ただし、受注者が引渡しの際にその契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 10 受注者の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合において、発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- 11 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、工期内に工事を完成しないとき又は完成の見込みが明らかにないと認めたとき。
 - (2) 正当な事由がなく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (4) 前各号のほか、この契約約款に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めたとき。
 - (5) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 受注者が、契約を締結する能力を有する者でないと判断したとき。
 - (7) 受注者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であると判断したとき。
 - (8) 受注者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者のいずれかにあたると判断したとき。
- 12 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は受注者に帰属する。契約保証金が免除又は減額されているときは、契約金額の10分の1相当額又はその不足額を発注者に支払うこと。
本項の規定は、受注者に生じた実際の損害額が契約保証金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - (1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者に債務について履行不能となった場合
- 13 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第（2）号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 14 発注者は、この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び必要と認める持込工事材料に対して、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。
- 15 発注者は、受注者に対する金銭債権があるときは、契約保証金、発注者の支払うべき契約金額その他の金銭と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。
- 16 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 17 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 18 受注者は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物、工事材料等について生じた損害又は工事の施工により生じた損害について、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除きその損害を賠償すること。また、工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合についても同様とする。
- 19 発注者は、本契約が、「契約情報公開要綱」（令和4年10月1日施行）の公表条件に該当する場合は、同要綱の規程に基づき、本契約情報を公表する。
- 20 受注者は、この契約約款に定めるもののほか必要な事項については、発注者と協議の上、履行すること。

暴力団関係者の排除に係る特約

(暴力団関係者に係る契約解除)

- 第1条 東京水道株式会社（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じて、その責は追わないものとする。
- 3 第1項で契約解除となった場合は、東京水道株式会社契約事務規程第43条第2項及び第3項を準用する。

(再委託禁止等)

- 第2条 受注者は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。
- 2 受注者が暴力団関係者等に再委託していることが判明した場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- 4 発注者は、第2項の規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び管轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 受注者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。